

# 計量行政概要

平成21年度

福岡県計量検定所

## ま え が き

計量制度は、私達が日常、経済・社会の活動を行う上で、極めて重要な基盤をなすものです。

本県におきましては、計量制度の中核をなす計量法の目的を達成するため、基準器等の計量標準の供給、特定計量器の検定・検査、適正な商品量目及び特定計量器の使用を確保するための立入検査等による指導、その他計量思想の普及啓発を行うための諸施策を実施しております。

民間活用が進む中、本県においても平成21年4月から指定定期検査機関に定期検査全ての業務及び一般計量証明検査業務を委託しました。今後も効率的に社会ニーズに対応し、地域性を活かした計量行政と全国的統一性を確保する計量行政とのバランスをとりながら、消費生活、産業活動を支える基盤としての計量行政の充実整備に努めています。

皆様方の、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

この行政概要は平成21年度に実施しました事業の実績をまとめたものです。

本書が、本県の計量行政に御理解をいただくための参考資料として御利用いただければ幸いに存じます。

平成22年9月

福岡県計量検定所長  
田 浦 正 弘

# 目 次

第 1	総 説	
1	沿 革	1
2	施設の所在及び規模等	1
3	機構と業務内容及び職員の配置	2
4	歳入と歳出	3
5	検定・検査設備(基準器等主要設備)	4・5
第 2	計量関係事業の登録・届出及び指定	
1	概 要	6
2	登録・届出及び指定の事務処理状況	6
3	計量証明事業者の登録	6
4	製造・修理事業の届出	7
5	販売事業の届出	7
6	適正計量管理事業所の指定	7
7	指定製造事業者の指定	7
8	特殊容器製造事業者の指定	7
第 3	特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査	
1	概 要	8
2	特定計量器検定・装置検査実績	9
3	基準器検査実績	10
4	検定・検査個数及び手数料比	10
5	検定・検査個数実績の推移	11
6	基準器検査個数実績の推移	11
第 4	特定計量器の定期検査	
1	概 要	12
2	定期検査の検査実績(市・郡別)	13
3	特定計量器器種別定期検査の検査実績	14
4	定期検査実績の推移	14
第 5	計量証明事業者の計量証明検査	
1	概 要	15
2	一般計量証明事業者の計量証明検査実績	15
3	環境計量証明事業者の計量証明検査実績	16
4	計量証明検査実績の推移	16
第 6	立入検査	
1	概 要	17
2	立入検査結果	18
	(1) 特定計量器の立入検査結果	18
	① ガスメーター(都市ガス)立入検査結果表	18
	② ガスメーター(家庭用プロパン)立入検査結果表	18

③ 燃料油メーター立入検査結果表	18
④ 液化石油ガスメーター立入検査結果表	18
⑤ 水道メーター立入検査結果表	18
⑥ タクシーメーター立入検査結果表	18
⑦ 子メーター(電気計器・水道)立入検査結果表	18
(2) 商品量日の立入検査結果	19
① 中元時期全国一斉量目立入検査結果表	19
② 年末年始時期全国一斉量目立入検査結果表	19
(3) 定期検査の立入検査結果	19
(4) 計量関係事業者等の立入検査結果	20
(5) 苦情等に基づく調査依頼の立入検査結果	20

## 第 7 計量思想の普及啓発事業及びその他の指導事業

1 計量記念日事業	21
(1) 計量記念日街頭広報	21
(2) 計量ひろば	21
2 計量モニター	21
(1) 計量モニターの商品分類別集計表	22
3 計量教室	22
(1) 商品別量目審査結果表	23
(2) 地区別量目審査結果表	23
4 おもしろ計量教室	23
5 計量技術講習会	24
6 講習会等	24
(1) 一般計量証明事業者主任計量者講習会	24
(2) 福環協計量士部会講習会	24
(3) (社)福岡県計量協会計量管理部会の実務研修	24

## 第 8 その他

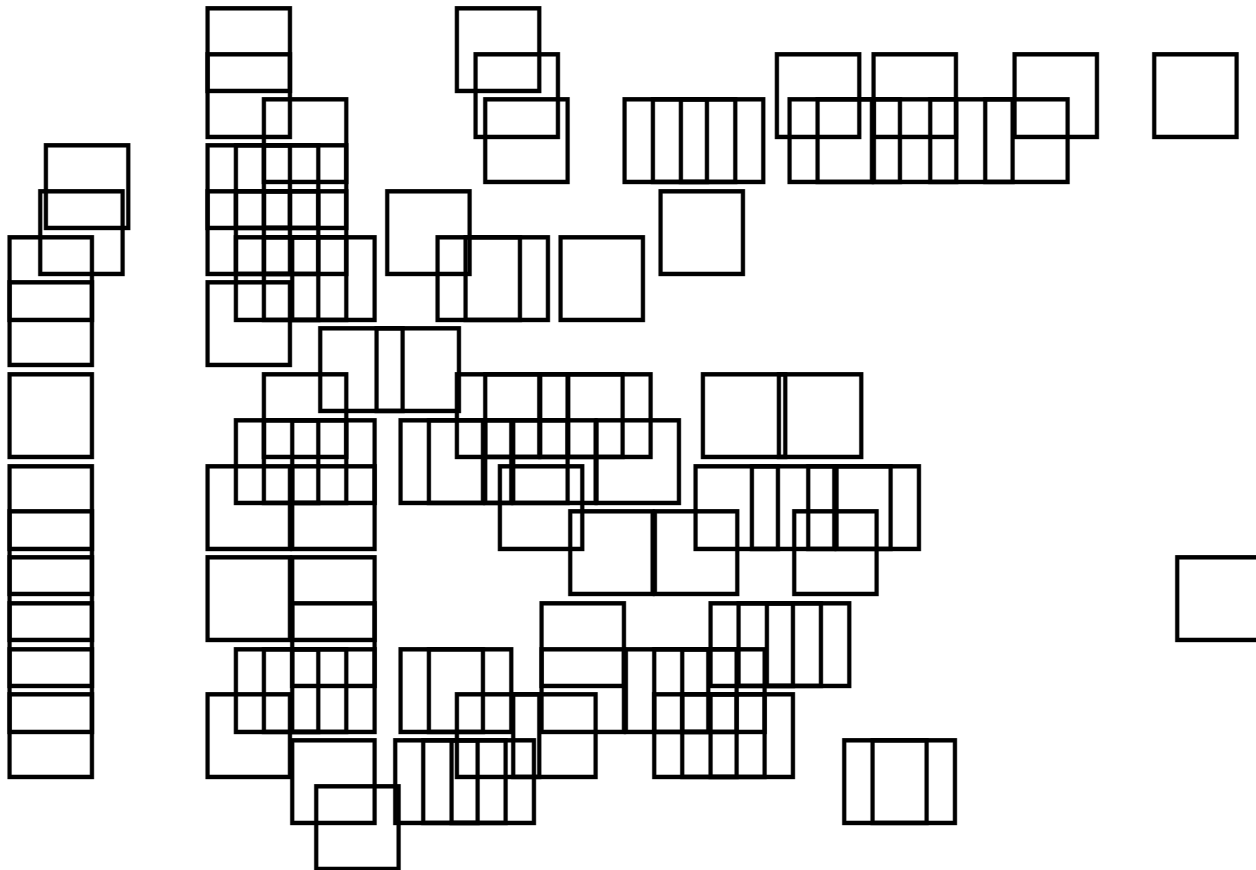
1 特 定 市	25
2 計量関係団体等	25
3 計量検定所案内図	26

# 第 1 総 説

## 1 沿 革

本県における計量の歴史は、明治24年の度量衡法の公布により、明治26年1月に福岡県常置検定所として、床面積82.5㎡・技手1名・雇1名・小使1名の職員で所在地は不明であるが、開設されたことにより始まっている。

以来、幾多の変遷を経て現体制に至っているが、その年次略譜は次のとおりである。

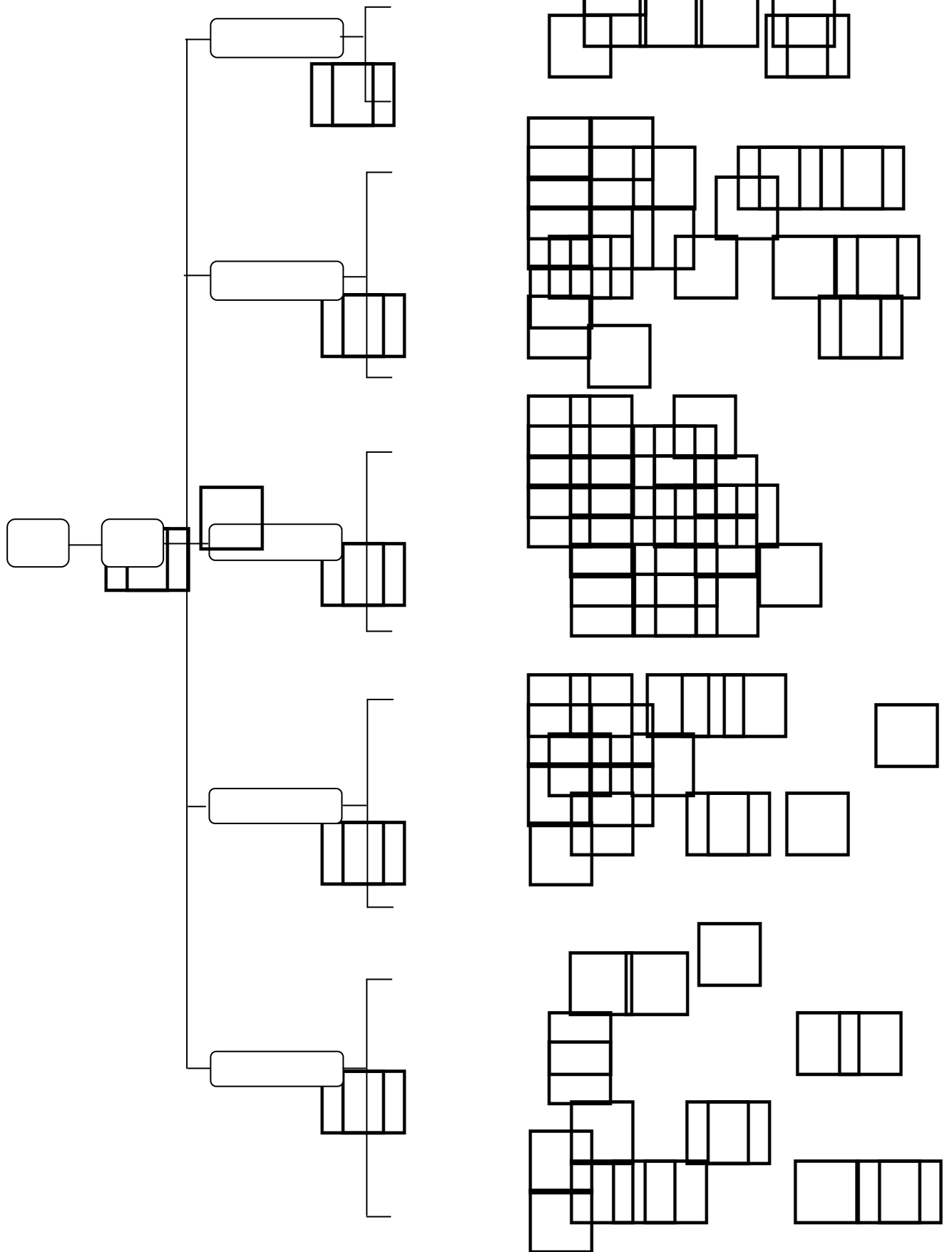


## 2 施設の所在及び規模等

施設	

### 3 機構と業務内容及び職員の配置

計量検定所は、県商工部の出先機関で、その機構及び所管業務は次のとおりである。



(平成22年4月1日現在)

#### 4 歳入と歳出

##### 歳 入

(単位：円)

科 目	年度決算額
検 定 手 数 料	19,123,500
定 期 検 査 手 数 料	0
基 準 器 検 査 手 数 料	1,638,790
計量証明事業計量器検査手数料	12,203,900
計量証明事業の事業の登録	645,600
計量証明事業登録証の訂正	45,500
計量証明事業登録証の再交付	1,750
計量証明事業登録簿謄本交付	0
適正計量管理事業所指定	2,550
適正計量管理事業所検査	7,400
指 定 製 造 事 業 者 検 査	0
合 計	33,668,990

##### 歳 出

(単位：円)

科 目	年度決算額
賃 金	60,030
報 償 費	274,000
普 通 旅 費	2,829,970
費 用 弁 償	0
食 糧 費	42,000
光 熱 水 費	1,913,703
そ の 他 の 需 用 費	6,616,303
通 信 運 搬 費	633,508
そ の 他 の 役 務 費	10,745,140
委 託 料	15,022,808
使用料及び賃借料	316,273
工 事 請 負 費	1,627,500
備 品 購 入 費	4,646,250
負担金補助及び交付金	52,950
公 課 費	0
交 際 費	0
償還金、利子及び割引料	0
合 計	44,780,435

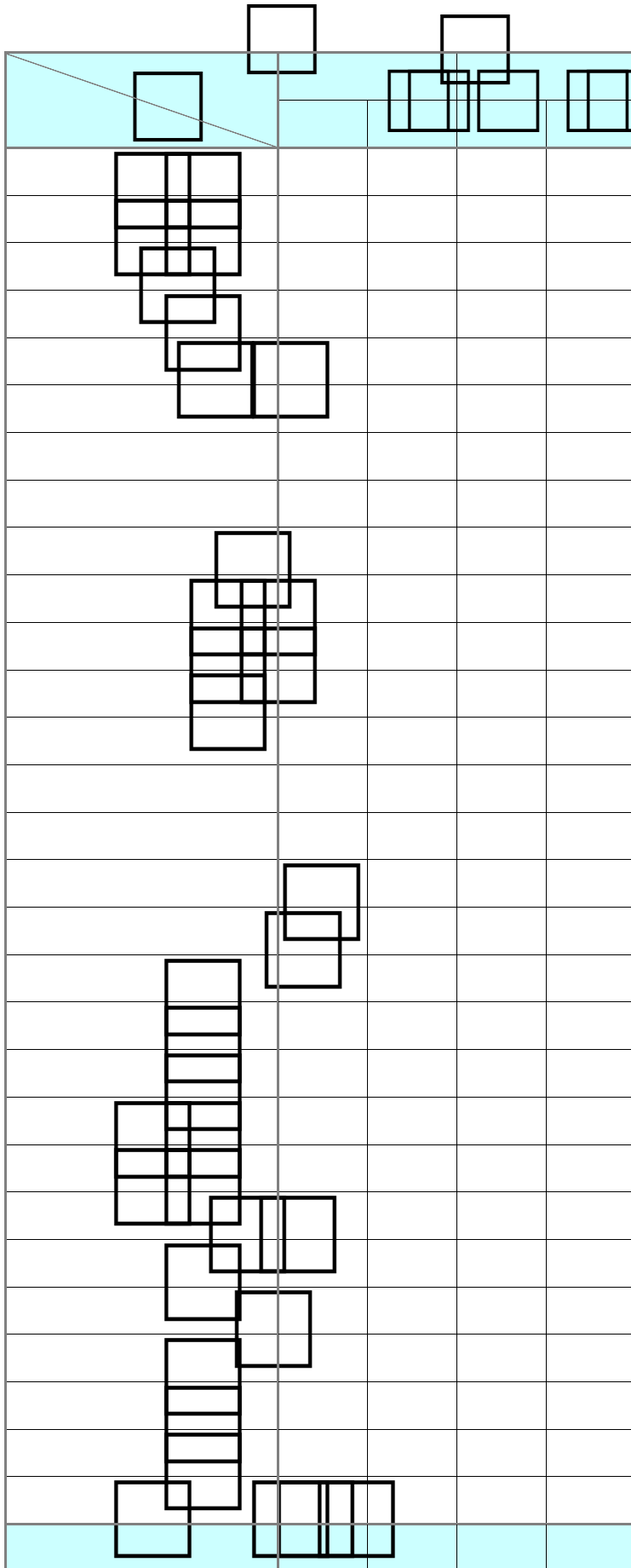




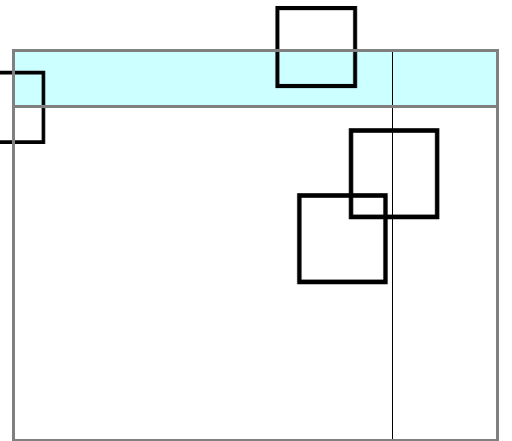




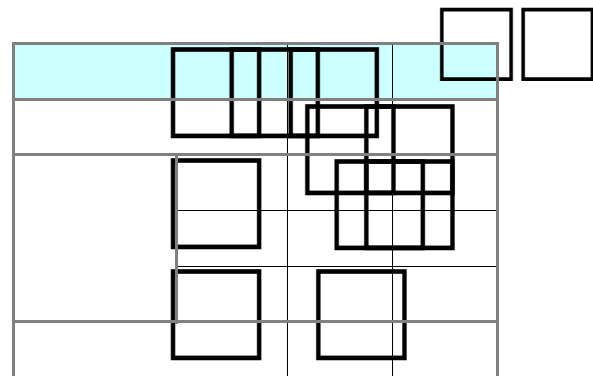
4 製造・修理事業の届出



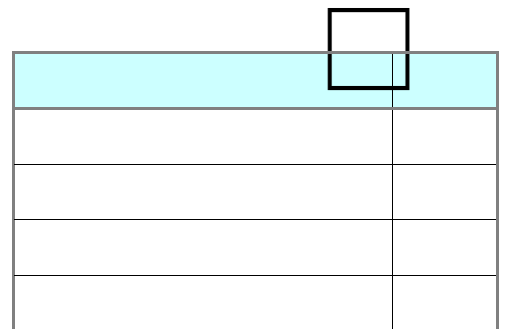
5 販売事業の届出



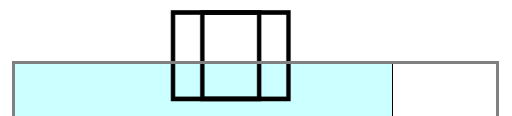
6 適正計量管理事業所の指定



7 指定製造事業者の指定



8 特殊容器製造事業者の指定



### 第 3 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

#### 1 概 要

正確な特定計量器の供給を図るため、検定・装置検査及び基準器検査を行っています。取引・証明に使用する特定計量器は検定又は装置検査に合格したものでなければ使用できません。

(法第16条)ただし、特殊な種類の特定計量器の検定については経済産業大臣又は指定検定機関が、電気計器の検定については日本電気計器検定所が行っています。

検定・装置検査に合格した特定計量器には、検定証印・装置検査証印が付され、また、タクシーメーター・燃料油メーター・ガスメーター及び水道メーター等の有効期間のある特定計量器には有効期限を表す数字印を付すほか、有効期限を示す合格シールを貼付しています。

各証印の形状ならびに合格シールは次のとおりです。



各特定計量器の有効期間は次のとおりです。

タクシーメーター	.....	1年
液化石油ガスメーター	.....	4年
燃料油メーター	.....	5年又は7年
ガスメーター	.....	7年又は10年
水道メーター	.....	8年

基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられているほか特定計量器の製造・修理事業者及び適正計量管理事業所に必要な設備として設置されているもので、特定計量器の正確度をチェックするため高い精度が要求され、器種・型式別に基準器検査の有効期間が定められています。

基準器検査は、基準器の区分に従い経済産業大臣・都道府県知事及び日本電気計器検定所が実施しています。

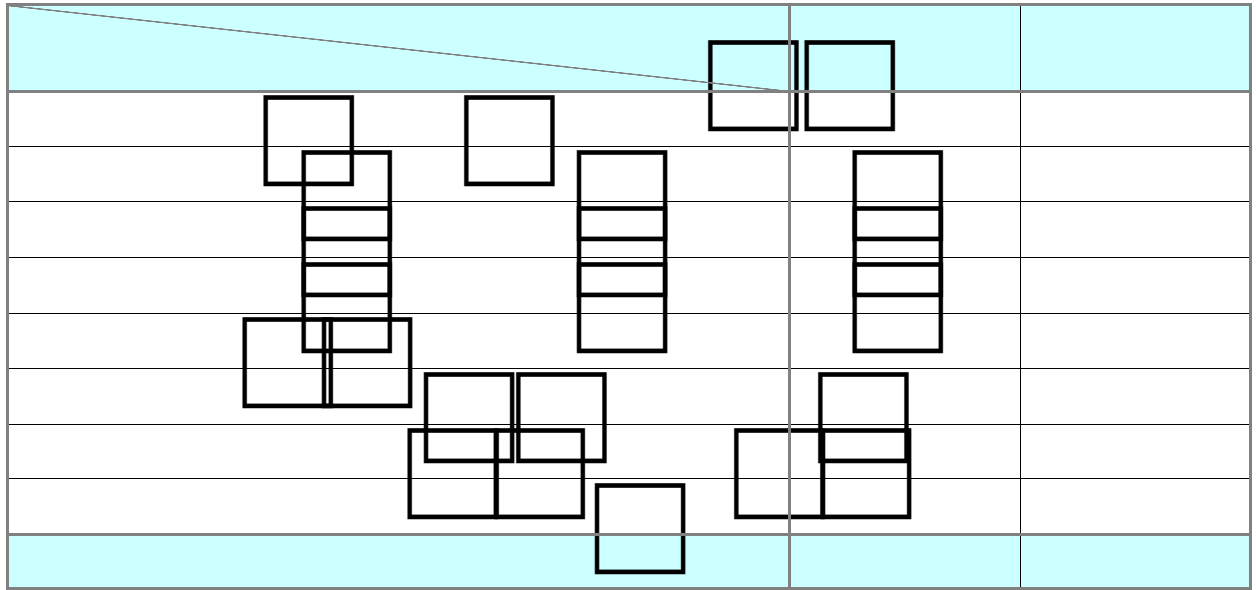
都道府県知事は、タクシーメーター装置検査用基準器・基準面積板・基準はかりの一部・基準分銅(一級～三級)・基準タンクの一部及び基準ガスメーターの一部について実施しています。

なお、基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印(右図)を付し、基準器検査成績書を交付しています。

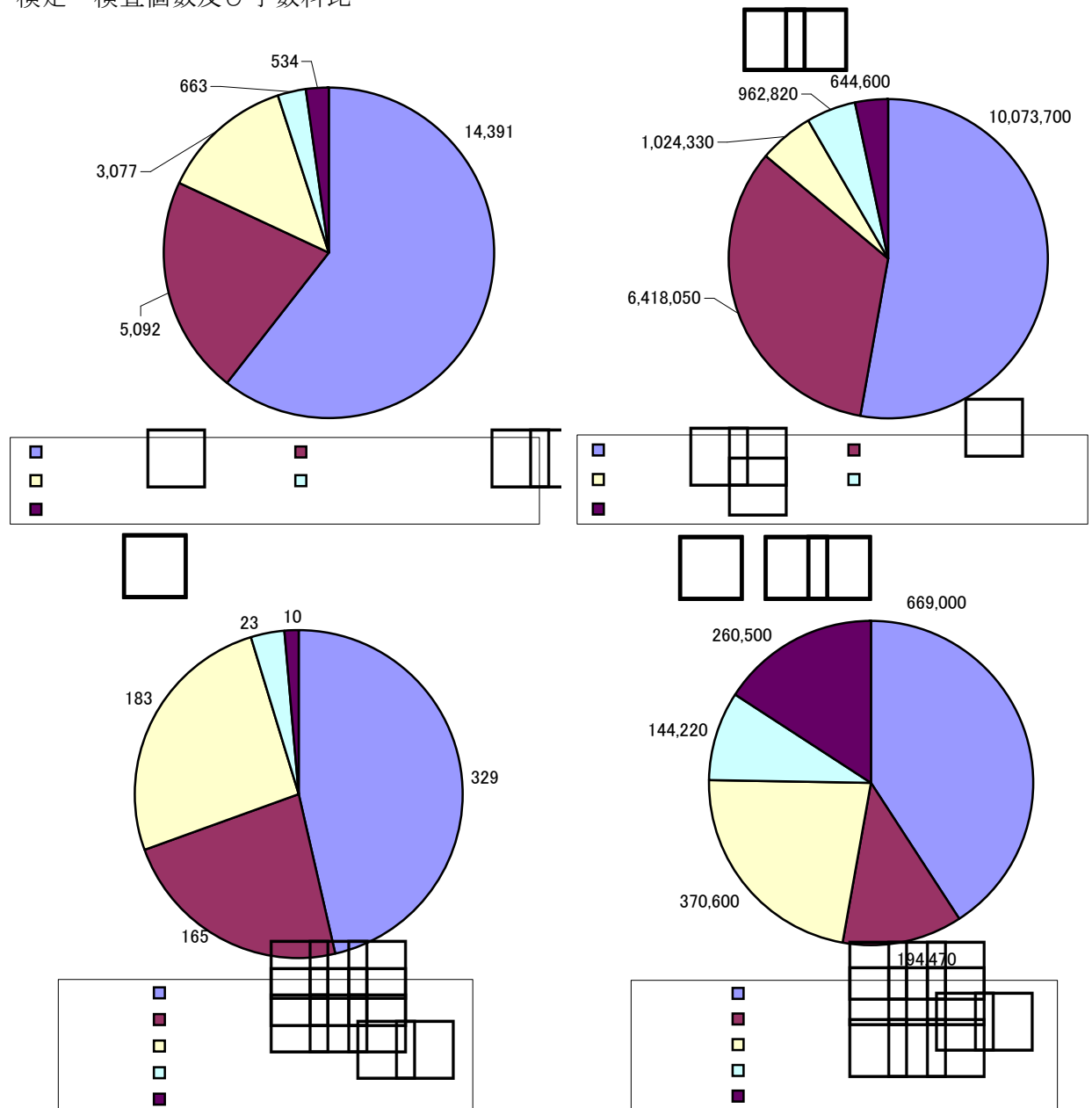




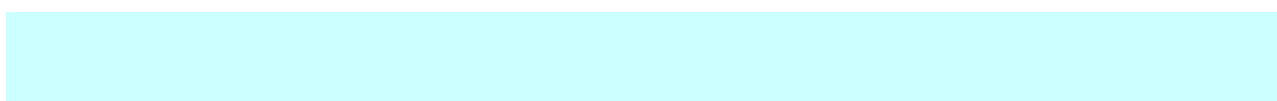
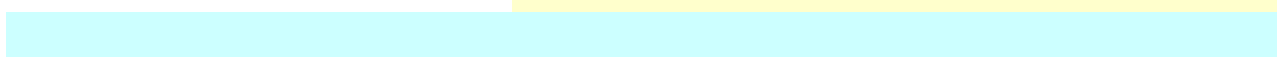
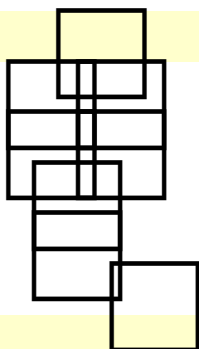
### 3 基準器検査実績



### 4 検定・検査個数及び手数料比



5 検定・検査個数実績の推移



## 第 4 特定計量器の定期検査

### 1 概 要

検査合格シール

不合格シール

定期検査の実施周期 (市町村別)

[Grid pattern 1]	[Grid pattern 2]	[Grid pattern 3]	[Grid pattern 4]	[Grid pattern 5]	[Grid pattern 6]
[Grid pattern 7]	[Grid pattern 8]	[Grid pattern 9]	[Grid pattern 10]	[Grid pattern 11]	[Grid pattern 12]



2 定期検査の検査実績 (市・郡別)

		[ ]		[ ]		[ ]	
		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
[ ]	[ ]						
	[ ]						
	[ ]						
	[ ]						
	[ ]						
	[ ]						
	[ ]						
	[ ]	[ ]					
[ ]	[ ]						
	[ ]						
	[ ]						
	[ ]						
	[ ]						
	[ ]						
	[ ]						
	[ ]	[ ]					
		[ ]					

※検査台数には、分銅・おもりを除きます。

### 3 特定計量器器種別定期検査の検査実績

<div style="position: absolute; top: 0; left: 0; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; opacity: 0.5;"></div> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 40px; font-weight: bold;">期</div>					

定期検査には、所在場所定期検査を含みます。

### 4 定期検査実績の推移

<div style="position: absolute; top: 0; left: 0; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; opacity: 0.5;"></div>					

検査台数・不合格台数には、分銅・おもりは含みません。





# 第 6 立 入 検 査

## 1 概 要

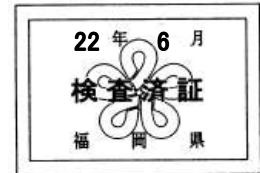
適正な計量の実施を確保するため、法第148条の規定に基づき計量関係事業者や商店・工場等に立入り、使用中の特定計量器の検査・商品の量目検査及び計量管理実施状況の検査を実施しています。

### (1) 特定計量器の立入検査

特定計量器を使用している事業所・商店・工場等を対象として、タクシメーター・質量計・燃料油メーター・液化石油ガスメーター・水道メーター・ガスメーター等の県民生活に不可欠な特定計量器について、有効期限の確認・メーターの管理台帳及び器物の検査を実施しました。

なお、立入検査を実施した特定計量器については、検査済証を貼付しています。

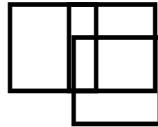
検査済証



### (2) 商品量目の立入検査

計量法に定める特定商品について、消費生活物資の流通が多い中元時期・年末年始時期を中心に食品工場・大規模小売店等を対象として、正確な特定計量器を正しく使用し適正な量目を確保しているかどうか、商品量目の立入検査を実施しました。

### (3) 定期検査の立入検査



### (4) 計量関係事業者等の立入検査

#### ア 計量証明事業者の立入検査

環境計量証明事業者及び一般計量証明事業者に対し、登録事項及び事業規程に基づく事業が履行され、かつ適正な計量証明書の発行がされているか立入検査を実施しました。

#### イ 指定製造事業者の立入検査

指定製造事業者に対し、一定レベル以上の品質管理の能力を有し、安定的かつ継続的に特定計量器を製造することができるように品質管理の方法が維持されているか立入検査を実施しました。

#### ウ 届出製造・修理事業者の立入検査

届出製造・修理事業者に対し、検査設備の確認、検査義務の履行状況及び検査規則が確実に履行されているか立入検査を実施しました。

#### エ 届出販売事業者の立入検査

届出販売業者に対し、遵守事項が確実に守られているか立入検査を実施しました。

#### オ その他

質量標準管理マニュアルを提出し承認を受けた者、適正計量管理事業所に対し、所定の事項が履行されているか立入検査を実施しました。

2 立入検査結果

(1) 特定計量器の立入検査結果

① ガスマーター（都市ガス）立入検査結果表

[ ]			[ ]			[ ]	[ ]		

② ガスマーター（家庭用プロパン）立入検査結果表

[ ]			[ ]			[ ]	[ ]		

③ 燃料油メーター立入検査結果表

[ ]			[ ]			[ ]	[ ]		

④ 液化石油ガスメーター立入検査結果表

[ ]			[ ]			[ ]	[ ]		

⑤ 水道メーター立入検査結果表

[ ]			[ ]			[ ]	[ ]		

⑥ タクシメーター立入検査結果表

[ ]			[ ]			[ ]	[ ]		

⑦ 子メーター（電気計器・水道）立入検査結果表

[ ]			[ ]			[ ]	[ ]	[ ]

※ 表の上段は現場確認（外観・器差検査）、下段は台帳上の数を表します。

(2) 商品量目の立入検査結果

① 中元時期全国一斉量目立入検査結果表


※ 立入実施市町村

八女市・筑後市・中間市・広川町・黒木町・星野村

② 年末年始時期全国一斉量目立入検査結果表


※ 立入実施市町村

春日市・大野城市・筑紫野市・大宰府市・みやま市・柳川市・那珂川町

(3) 定期検査の立入検査結果

定期検査不合格（不適合）特定計量器の立入検査実績


(4) 計量関係事業者等の立入検査結果


(5) 苦情等に基づく調査依頼の立入検査結果




## 第 7 計量思想の普及啓発事業及びその他の指導事業

### 1 計量記念日事業

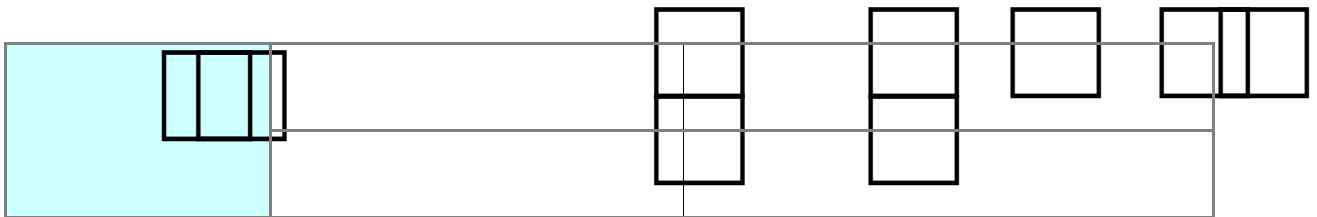
平成5年11月1日に計量法が改正施行されたのを記念して、毎年11月1日が「計量記念日」となりました。この日をスタートとして1ヶ月を「計量強調月間」と定め各種記念日事業を実施しました。

#### (1) 計量記念日街頭広報

実施日時	平成21年11月1日(日) 10:00~11:00
実施場所	西鉄大牟田線福岡駅 北口1F 福岡市中央区天神2-11-2
	西鉄大牟田線久留米駅 久留米市東町309-2
配布物 及び参加者	<p>配布物</p> <p>(1) 計量のひろば (No.52) (社団法人 日本計量振興協会)</p> <p>(2) 電気メーター(子メーター)をご使用の皆さまへ (九州経済産業局・九州地区証明用電気計器対策委員会 作成)</p> <p>(3) 記念品 (計量記念日ロゴ入り 温度計)</p> <p>参加者</p> <p>福岡県計量検定所・福岡市計量検査所・久留米市消費生活センター・(社)福岡県計量協会・(一般社団法人)福岡県環境計量証明事業協会・日本電気計器検定所 九州支社・(財)日本品質保証機構 九州試験所</p> <p>計 16名</p>

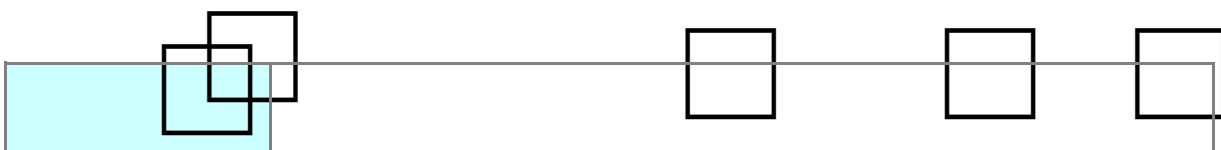
#### (2) 計量ひろば

二丈町・添田町・立花町において移動相談所を開設し、計量に関する相談、健康・体力測定、計量ゲーム、各種計量器の展示、啓発パネルの展示、計量に関するパンフレットの配布を通じて、計量思想の普及を図りました。



### 2 計量モニター

消費生活物資の流過程における量目について、消費者自身にその現状を認識してもらい、計量思想の啓発を図るとともに、商品の生産者及び販売者に対して正確な計量について注意を促し、併せて計量モニターから寄せられた資料及び意見等を計量行政の推進に活用することを目的として実施しました。

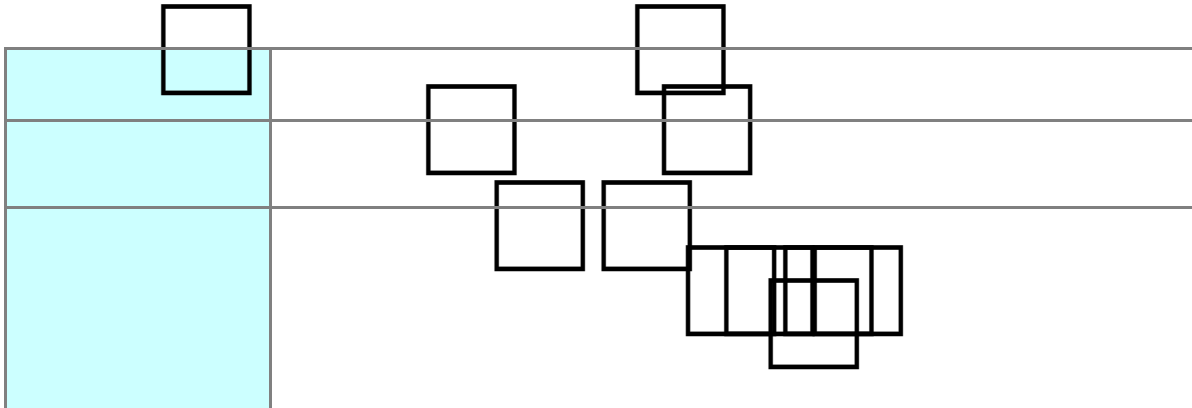






## 5 計量技術講習会

計量に携わる事業者及び実務担当者に、計量技術の情報を提供し、計量管理技術等の知識向上を図ることを目的として実施しました。



## 6 講習会等

### (1) 一般計量証明事業者主任計量者講習会

計量協会の計量証明事業者部会が主催する一般計量証明事業主任計量者講習会に、計量証明事業の主旨及び社会的責任を認識して頂くために講師を派遣しました。

ア 新規対象者	第1回	平成21年	7月	9日	福岡県計量検定所
	第2回	平成22年	1月	21日	福岡県計量検定所
イ 再講習（5年サイクル）		平成21年	10月	16日	福岡県計量検定所

### (2) 福環協計量士部会講習会

福環協計量士部会が主催する講習会に、環境計量証明事業の技術向上のため講師を派遣しました。

平成22年3月18日（木） 福岡県計量検定所

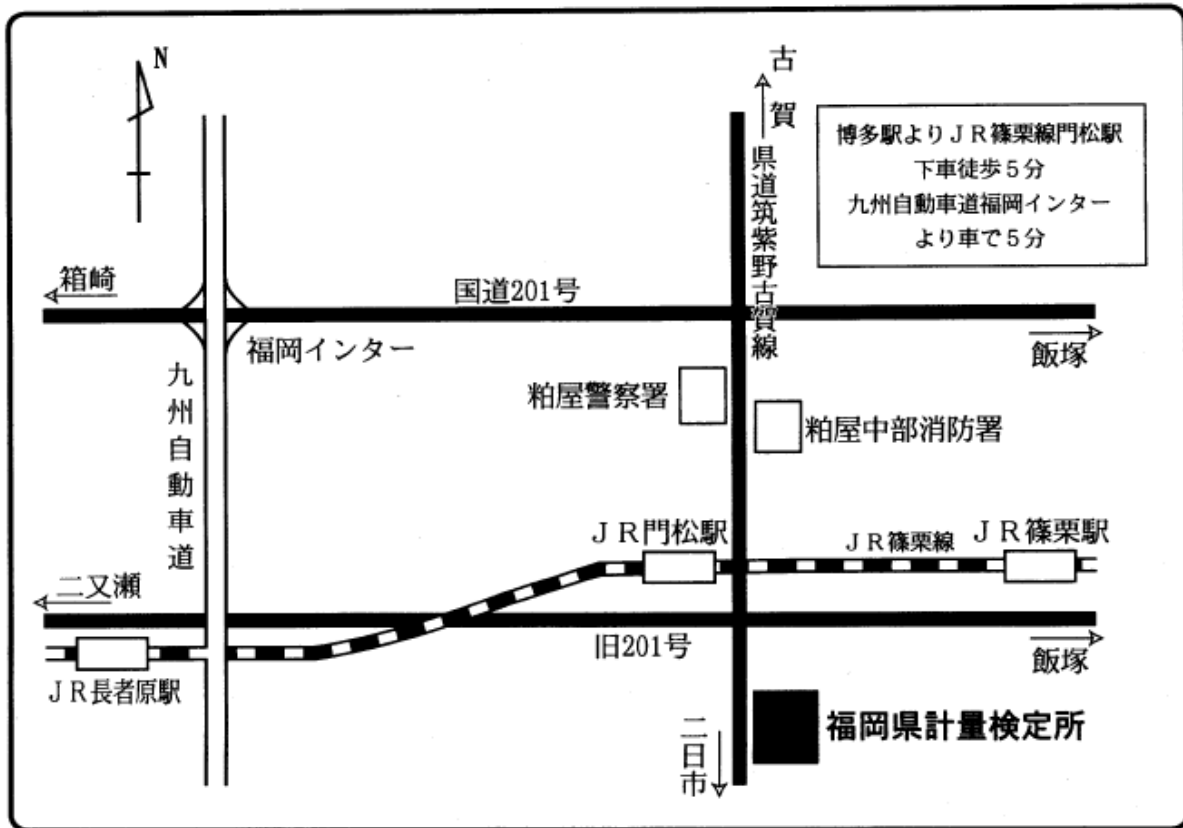
### (3) (社)福岡県計量協会計量管理部会の実務研修

(社)福岡県計量協会計量管理部会が主催する実務研修会に「計量士制度の解説について」と題する講習を行うために講師を派遣しました。

平成22年2月19日（金） (株)金門製作所 校正サービスセンター



3 計量検定所案内図



## 計 量 行 政 概 要

発 行 平成22年9月

編 集 福岡県計量検定所

〒811-2302

糟屋郡粕屋町大字大隈188番地2

TEL 092-939-1541

FAX 092-939-1542

福岡県行政資料

分類番号	所属コード
QA	0604403
登録年度	登録番号
22	1